

埼玉県訓令第七号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

（決裁文書の浄書）

第三十一条 決裁文書（第二十七条に規定する処理を行った起案文書をいう。以下同じ。）の浄書は、主務課において行うものとする。

第三十六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、文書課長が承認した方法による電子署名の名義にあつては、この限りでない。

別表課の文書記号の表中「先端産業課」を

「産業創造課」に改め、同表森づくり課の項

の次に次のように加える。

全国植樹祭推進課	植樹
----------	----

様式第七号（一）（裏）及び様式第七号（二）中「専断専造」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。